

秋の火災予防運動

『ひとつずつ いいね！ で確認 火の用心』

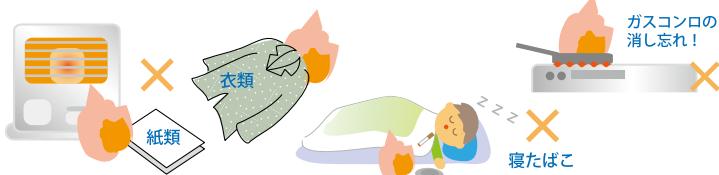
(令和元年度統一標語)

10月21日から27日までの1週間、県下一致に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検はお済みですか？ちょっとした油断や火の取り扱いの不注意が火災の原因になることがあります。

住宅用火災警報器はもう取り付けましたか？尊い命や貴重な財産を失うことのないよう、もしもの時に備え、まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。また、次の「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けてください。

3つの習慣

- ① 寝たばこは絶対やめる
- ② ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す



4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

●問合せ／弘前消防本部 予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ

甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！

- 日時／11月14日(木)・15日(金) 10:00～16:00 (2日間の受講が必要です。)
- 場所／岩木文化センター「あそべーる」(弘前市賀田一丁目18-4)
- 受講料／講習料は無料ですが、事前に書店などでテキストを購入していただきます。
- 申込期間／10月11日(金)～25日(金) ※消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受け付けします。
なお、受付期間内であっても定員(140人)になり次第、受け付けを終了します。
- ※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも確認することができます。【HP】<http://www.hirosakifd.jp/>
- 問合せ／弘前消防本部 予防課 ☎32-5104



11月9日は「119番の日」

総務省消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身につけましょう。

【119番通報のシステム】

弘前地区消防事務組合管内から加入電話（一般・IP）や携帯・公衆電話などで通報すると消防本部通信指令課消防指令センター（弘前市大字本町）につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

*携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。その際、管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。

【ファクス119・メール119】

聴くことや話すことが不自由な方への対応としてファクスやメールによる119番通報が行えます。メールによる通報には、事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページをご覧いただくか、消防本部通信指令課へお問い合わせください。（<http://www.hirosakifd.jp/>）

【119番は緊急電話です】

119番は緊急通報専用の電話です。災害などの問い合わせや、夜間・休日の救急病院の問い合わせなどについては、下記へお問い合わせください。

■火災など災害のお問い合わせ（災害情報テレホンガイド）

☎0180-991-995

※一部の携帯電話、PHSなど利用できない電話があります。



■夜間、休日の救急医療情報（医療機関紹介）

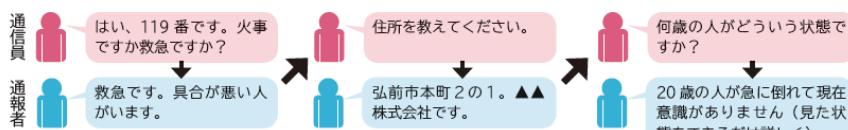
☎0172-32-3999



●問合せ／弘前消防本部 通信指令課 ☎32-5101

119番通報の仕方

～救急時の例～



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで、出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。

*消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後でさらに詳しい情報を聴取していますので「早く出せ！」などと興奮して怒鳴ったりせず、情報の収集にご協力ください。